

2026年2月27日

債権者及び株主各位

横浜市港北区樽町三丁目7番60号

株式会社ヨロズ

代表取締役 平中 勉

合併公告

当社は、2026年4月1日を効力発生日とし、当社を存続会社として、株式会社庄内ヨロズ（本店所在地：山形県鶴岡市宝田三丁目7番30号）、株式会社ヨロズエンジニアリング（本店所在地：山形県東田川郡三川町大字青山字外川原207番地の1）、株式会社ヨロズ栃木（本店所在地：栃木県小山市大字横倉新田443番地）、株式会社ヨロズサステナブルマニュファクチャリングセンター（本店所在地：岐阜県安八郡輪之内町楡俣字一色1465番地1）及び株式会社ヨロズ大分（本店所在地：大分県中津市大字田尻255番地）（以下、総称して「吸収消滅会社」といいます）を吸収合併し、その権利義務全部を承継して存続し、吸収消滅会社は解散することにいたしましたので、下記のとおり公告いたします。

当社は、会社法第796条第2項に基づき、株主総会の承認決議を経ずにこの合併を決定しております。また、当社は、吸収消滅会社の発行済株式全部を所有しておりますので、合併に際し株式、金銭等の交付は行わず、資本金の額の増加はいたしません。

記

1. 会社法第796条第3項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に、書面によりその旨をご通知ください。
2. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。
3. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（当社）

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（株式会社庄内ヨロズ）

<http://www.c-s-c.jp/ir/C-00016/>

（株式会社ヨロズエンジニアリング）

<http://www.yorozu-corp.co.jp/>

（株式会社ヨロズ栃木）

<http://www.yorozu-corp.co.jp/>

（株式会社ヨロズサステナブルマニュファクチャリングセンター）

<http://www.yorozu-corp.co.jp/>

（株式会社ヨロズ大分）

<http://www.yorozu-corp.co.jp/>

以上